

八千代市新生児聴覚検査事業実施要領

令和3年2月3日制定

令和6年3月4日改正

(趣旨)

第1条 この要領は、本市が費用を助成する新生児聴覚検査（以下「検査」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(検査の方法)

第2条 検査は、自動聴性脳幹反応検査（自動ABR）、聴性脳幹反応検査（ABR）又は耳音響放射検査（OAE）により実施するものとする。

(対象医療機関)

第3条 検査を受けることができる医療機関は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 公益社団法人千葉県医師会に加入する医療機関及び市長と委託契約を締結する医療機関（以下「委託医療機関」という。）
- (2) 前条に規定するいずれかの方法で検査を実施できる医療機関（前号に掲げる医療機関を除く。）

(対象者)

第4条 検査の対象者は、検査を実施する日において、次の各号のいずれかに該当する生後50日以内の児童とする。

- (1) 本市の住民基本台帳に記録されている妊婦が出産した児童
- (2) 本市の住民基本台帳に記録されている児童

(受診票の交付)

第5条 市長は、母子保健法（昭和40年法律第141号）第15条の規定による妊娠の届出があったときは、当該届出をした妊婦に母子健康手帳の交付に併せて、新生児聴覚検査受診票（様式。以下「受診票」という。）を交付するものとする。

2 市長は、他市で母子健康手帳を交付された妊婦が本市へ転入したときは、当該妊婦に受診票を交付するものとする。

3 市長は、第4条第2号の児童が本市へ転入したときは、検査を受けていないことを確認し、その保護者に受診票を交付するものとする。

4 市長は、前3項の規定により受診票の交付を受けた者から受診票を紛失し、又は棄損した旨の申し出があったときは、受診票を再交付することができる。この場合において、受診票を棄損したときは、当該棄損した受診票の提出を求めるものとする。

(助成額)

第6条 検査を受けた児童の保護者に対する助成金の額は、検査を実施した医療機関が定める検査の額又は千葉県市長会及び千葉県町村会で決定した額（以下「県検査料」という。）のいずれか少ない額とする。

(委託医療機関での検査)

第7条 対象者の保護者は、対象者が第3条第1号の委託医療機関で検査を受けるときは、受診票を提出しなければならない。

2 対象者の保護者は、対象者が委託医療機関で検査を受けたときは、当該委託医療機関が定める検査料から県検査料を控除して得た額（その額が零を下回る場合にあっては零）を当該委託医療機関に支払わなければならない。

(委託医療機関以外での検査に対する助成)

第8条 助成を受けようとする第3条第2号の医療機関で検査を受けた対象者の保護者は、検査に係る費用を支払った日の翌日から起算して2年を経過する日までに、八千代市新生児聴覚検査費用助成金給付申請書（第1号様式）に次の書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 未使用の新生児聴覚検査受診票
- (2) 母子健康手帳に記載された聴覚検査結果の写し
- (3) 検査に係る費用の領収書の原本
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項に規定する申請があった場合において、助成金の給付を行うことに決定したときは八千代市新生児聴覚検査費用助成金給付決定通知書（第2号様式）により、当該申請をした者に通知するものとする。

(検査結果)

第9条 検査を実施した医療機関は、検査の結果を保護者に伝えるとともに、同意を得て母子健康手帳に検査の結果を記入するものとする。

2 検査を実施した医療機関は、検査の結果が要再検（リファー）又は難聴若しくは疑難聴であった児童について、当該児童の保護者に適切な指導を行うものとする。

3 市長は、検査を実施した医療機関から指導を要する旨の連絡のあった児童については、必要に応じて訪問する等の事後指導の徹底を図るものとする。

（委託医療機関の請求）

第10条 委託医療機関は、検査を実施した日の属する月の翌月10日（その日が休日（日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。以下同じ。）の場合は、その日前におけるその日に最も近い休日でない日）までに公益財団法人ちば県民保健予防財団（以下「保健予防財団」という。）に、受診票を提出するものとする。

（返還）

第11条 市長は、偽りその他の不正な手段により助成金の支給を受けた者があるときには、既に支給した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

（その他）

第12条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行し、同日以後に出生した児へ実施した検査について適用する。

附 則（令和6年3月4日決裁）

この要領は、令和6年4月1日から施行し、同日以後の委託医療機関以外での検査に対する助成の申請について適用する。